

## 学校活動に関する感染症対策ガイドライン（2024年7月1日以降）

### 0. 基本的な考え方

COVID-19(新型コロナウイルス感染症)を5類感染症として扱っていくという考え方になって一年が経過しました。社会的にもコロナ前の生活にもどってきていますが、一般に感染防止に有効と思われる換気、手洗いうがいなどの対策は、必要に応じて適宜行ってください。

#### 1. 日常の健康管理、衛生管理に関する基本的留意事項

適度な運動と食事と睡眠を心掛ける(免疫力を高める・落とさない)

手洗い、うがいを適切に励行する。必要に応じて手指消毒液も適切に活用する。

換気に留意する。

・教室や体育館その他屋内では、冷暖房使用時も含め、適切な換気を心掛ける。

・冷暖房使用時等は、対角線上の窓を少し開けるだけでも良い。

その場に応じたマスクの着用や咳エチケットを心掛ける。

体調不安があるとき、或いは、発熱その他症状があるときは、決して無理はせず、登校或いは諸活動参加を見合わせ、学校或いは連絡窓口へ連絡の上、自宅で療養するか、医療機関を受診する。

・適宜検温或いは学校のサーモセンサー等を活用し、体温面から体調を把握する。

・インフルエンザや新型コロナウイルス感染症などの感染症の場合には規程に従う。

#### <出席停止期間>

発症の翌日から5日間(発症日を0日目として5日目まで)かつ、

解熱した後2日を経過するまで。(インフルエンザに感染が判明した場合)

症状が軽快した後1日を経過するまで。(COVID-19(新型コロナウイルス感染症)に感染が判明した場合)

なお、発症後一定期間はマスクを着用することが望ましい。

#### 2. 生徒の学校活動の基本方針

集団活動、校内に於ける会合については、上記「日常の健康管理、衛生管理に関する基本的留意事項」が守られていることを確認の上、実施する。

宿泊活動は、上記「日常の衛生管理に関する基本的留意事項」が守られていることを確認の上、実施する。

・実施計画については、必ず学校の許可を得る。

・実施計画とリスクについて保護者会や書面で説明し、保護者からの参加同意書の提出(申込書に併記も可)が確認された場合のみ、生徒の参加を認める。

・1部屋の人数は施設等で設定されている定員以内(大部屋も含めて)、適宜換気が出来ることを原則とする。

・バス車内については、屋内活動に準ずる。

・現地で新型コロナウイルス感染症・季節性インフルエンザ等の感染症に罹患した場合、或いは、体調不良で活動を継続できない場合には、学校及び保護者と連絡を取り、適宜医療機関を受診し、医師の判断として宿泊活動の継続が不可能であるとの診断が出た場合には、保護者に迎えに来て頂く。

### 3. 飲食に関する考え方について(学内・学外)

感染症への罹患、或いは感染症拡大を防ぐために、一人ひとりが、状況に応じて主体的に判断し行動することを基本とする。

個人の感染症対策に関する判断・行動について、強要しない

以上を踏まえて

- ・遠足、研究旅行、修学旅行での班別行動における昼食等についても、コロナ前と同様な扱いとする
- ・OBから要望のある学校の食堂などでの飲食を伴う同期会、菊友会、PTA役員の方々等から要望のある会食等については、それぞれの判断に基づき、学内施設(食堂や会議室)を利用しても構わないものとする。

### 4. マスク着用について

マスクの着用については、個人の選択を尊重し、自主的な取り組みをベースにする。

地域や学校において感染が流行している場合などには、場面に応じてマスク着用やその他の対策を講じることを考える。

### 5. 昼食についての注意

食事の前には必ず手洗いをする。

水筒を各自持参することが望ましい。

登校後に、昼食を購入するために校外へ出ることはいししない。

### 6. 集会について

体育館、講堂での集会は、私語を控え、換気も十分に行うという条件の下で実施する。

(注)

※ 文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課からの2020年5月13日付通達に基づき、「新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等に関するQ&A」(2020年5月13日時点)、及び東京都教育委員会「新型コロナウイルス感染症対策と学校運営に関するガイドライン(都立学校)」(2020年5月28日及び6月19日)を参照して、本校としての「感染防止ガイドライン」を策定しました。

※ 文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」(2021年4月28日)を踏まえながら、直近の感染状況に鑑み、さまざまケースにおける学校の対応をより具体的に明記することがさらなる感染防止につながると判断し、ガイドラインの改訂に至りました(2021年5月25日)。

※ この度、厚労省からの通達「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」(2022年1月14日)を踏まえ、本ガイドラインを改訂しました(2022年1月18日)。

※ 厚労省「BA.5系統への置き換わりを見据対応の基本的考え方をえた感染拡大への対応」(2022年7月15日)を踏まえ、本ガイドラインを改訂しました(2022年7月20日)。

※ 厚労省「新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直しについて」(2022年9月7日)の通知後、学校としての対応の検討を続けてまいりましたが、最近の感染状況を踏まえ、本ガイドラインを改訂しました(2022年10月24日)。

※ 新型コロナウイルス感染症対策本部決定「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針について」(2023年1月27日)、厚労省「マスクの着用について」(2023年2月10日)等、および最近の感染状況を踏まえ、本ガイドラインを改訂しました(2023年4月8日)。

※ 新型コロナウイルス感染症の法的な扱いが2類から5類へ移行するのに伴い、新型コロナウイルスだけでなく、インフルエンザも含めた、感染症対策のガイドラインとして改訂しました(2023年5月8日)。

※ 新型コロナウイルス感染症の法的な扱いが2類から5類へ移行してから1年以上が経過したのに伴い、ガイドラインを改訂しました(2024年7月1日)。